

兵庫県立農業大学校玄関前広場設計施工業務仕様書

1 業務名

兵庫県立農業大学校玄関前広場設計施工業務

2 業務目的

兵庫県立農業大学校が創立 100 周年を迎えるにあたり、農業大学校の伝統を再確認するとともに、今後の学生の飛躍を象徴としたモニュメントに合わせ、一体感のある玄関前にリニューアルすることにより、明るく開かれ魅力アップした農業大学校を広く周知することを目的とする。

3 事業期間

契約締結の日から令和 2 年 1 0 月 1 2 日（月）まで

4 事業費

(1) 玄関前広場の設計施工費用（モニュメント土台を含む）

金 12, 000, 000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) モニュメントの設計施工費用（モニュメント本体及び銘板部分）

金 1, 000, 000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 計 13, 000, 000 円以内

5 業務内容

兵庫県立農業大学校は、兵庫県内及び県外から集まった学生等に対し、兵庫県の農業の担い手として活動していくための学習及び実習を行っている。

令和 2 年度に 100 周年を迎えるにあたって、農業大学校が社会に求められる有望な人材を輩出する役割を果たし続けるため、さらなる飛躍をイメージし、玄関前広場を明るく開かれモニュメントと一体となった玄関前広場の設計施工を行う。

5-1 農業大学校正面玄関広場の概要

・広さ 約 598 m²

・広場は毎年開催される収穫祭のメイン会場となる

・国旗・県旗・校旗を掲揚しており、農業大学校の顔となる部分である。

5-2 モニュメント

(1) デザイン

以下のイメージで原案を検討すること。

- (1) 青年の伸び続ける勢い
- (2) 新しい未来へのチャレンジ
- (3) 兵庫農業の拓けゆく未来

なお、農業大学校生等による兵庫県立農業大学校 100 周年記念モニュメントデザイン検討委員会を別途設置することとし、委員のアドバイザーとして委員会に参加し、原案を参考に完成品に仕上げること。

(2) 材質

メンテナンスをほとんど必要としないもの

石、金属等

(3) 設置場所（別紙参照）

円形花壇を撤去した跡に設置を予定しているが、広場のデザインと併せ、位置の変更は可能とする。

(4) 寸法

モニュメント部分の大きさは正面玄関前広場全体のバランスを踏まえ提案すること。

(5) 銘板

正面に知事揮毫の銘板を、裏面に作成年月日・寄贈者として同窓会の名称を入れる（例：令和2年11月 鶏梨会）

5-3 正面前広場

(1) デザイン

上記モニュメントと一体化するよう、土台も含めて提案すること。

明るく拓けたイメージとすること。

(2) 材料等

学生が設置後のメンテナンスをすることを考慮し、維持管理がしやすいものとする。

(3) 植栽

- ・剪定などを必要としない管理が容易で気象条件に適した植物とする。
- ・管理が容易となる灌水施設も併せて設置すること。
- ・校舎沿北側東西ゾーンにも灌水ができる水栓を設けること。

(4) その他

農業大学校の収穫祭のメイン会場としても利用する事や、県民の憩いの場としての利用も考慮して配置を提案すること。

また、施工方法を含めて提案すること。

5-4 資料作成

資料は、意匠選定、設計施工に関する事項を提案するものとし、当校と協議のうえ作成する。

なお、当資料の利用権は当校に帰属するものとする。当業務の目的が反映されるものであれば、写真、動画の種別は問わない。

6 業務体制

本業務の業務体制は、次のとおりとする。

現場代理人の設置

現場代理人は工事現場に常駐し、その運営、取締を行うとともに、材料選定、設計施工、管理運営方法、維持管理方法についての的確に説明できるものでなければならない。

なお、現場代理人は主任技術者等を兼ねることができる。

7 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。ただし、企画提案の内容により変更する場合がある。

- ① 設計施工による構造物
- ② 概要説明版資料
CD, DVD などデジタルメディアに収録
- ③ その他
施工上の工程管理、安全管理、写真管理、出来形管理に関する資料

8 業務実施上の留意点

本業務の実施に際して次の事項に留意すること。

- ① 本業務の契約相手方に選定された者（以下「当選者」という。）は、業務の契約締結後遅滞なく、当選者が提案した企画提案書をもとに実施する業務の詳細について当校と協議の上業務計画書を制作し、業務開始時までに当校に提出する。
- ② 当選者は、業務の終了後、成果物を添えて完了報告書を当校に提出する。
- ③ 当選者は、やむを得ない事情により業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を当校に連絡しその指示を従う。
- ④ 本業務で得られた著作物等の成果等（著作権含む）については、当校に帰属するものとする。

また、第三者が権利を有する著作権については、当選者が業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとし、そのために必要となる利用承諾手続きは当選者が行い、利用承諾に必要な費用は本業務

に含むものとする。

- ⑤ 当選者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は当校と協議し、その指示に従う。